

## 瀬戸内海環境保全基本計画に係る施策の進捗状況

## 1. 基本計画の目標とその達成のための施策の関係

基本計画に掲げられた 10 の目標の達成状況を評価するため、目標毎にその達成のための施策の進捗状況を確認した。整理にあたって基本計画の目標とその達成のための施策の関係は以下のとおりとした。

基本計画の目標		目標達成のための基本的な施策
水質保全等に関する目標	① 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	② 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを旨とする。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	③ 水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。	1(2) 有害化学物質等の規制及び把握等 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進 11 海底及び河床の汚泥の除去等
	④ 特に魚類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。 また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(1) 藻場及び干潟の保全等 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 8 失われた良好な環境の回復
	⑤ 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 3(2) 自然海浜の保全等
自然景観の保全に関する目標	① 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。	2(1) 自然公園等の保全
	② 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。	2(2) 緑地等の保全 2(5) その他の措置(自然景観の保全)
	③ 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。 また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(2) 自然海浜の保全等 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 8 失われた良好な環境の回復
	④ 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。	1(3) 油等による汚染の防止 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(4) 散乱ごみ、油等の除去
	⑤ 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。	2(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
共通的事項		7 健全な水循環機能の維持・回復 9 島しょ部の環境保全 12 水質等の監視測定 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 15 環境教育・環境学習の推進 16 情報提供、広報の充実 17 広域的な連携の強化等 18 海外の閉鎖性海域との連携 19 国の援助措置

## 2. 目標達成のための施策の進捗状況と評価及び課題

### 1(1)水質総量規制制度等の実施

施策名	担当 機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号																																			
水質総量規制 削減の取組	環境省	COD、窒素及びりんについては、平均排水量 50m <sup>3</sup> /日の事業場を対象に総量削減基本方針に基づき各府県ごとに知事が策定する総量削減計画にて削減目標量を策定する水質総量削減を実施。	各汚濁負荷量(トン/日)は以下のとおり削減されつつあるが、更なる削減に向け目標年度を平成21年度とする第6次総量削減計画を実施中。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>COD</td> <td>昭和54年度</td> <td>平成16年度</td> <td>平成21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,012トン/日</td> <td>630.561トン/日</td> <td>537トン/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窒素</td> <td>平成11年度</td> <td>平成16年度</td> <td>平成21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>696トン/日</td> <td>564.476トン/日</td> <td>465トン/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>りん</td> <td>平成11年度</td> <td>平成16年度</td> <td>平成21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>40.4トン/日</td> <td>38.30.6トン/日</td> <td>29.5トン/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		実績	目標	実績	目標	COD	昭和54年度	平成16年度	平成21年度			1,012トン/日	630.561トン/日	537トン/日		窒素	平成11年度	平成16年度	平成21年度			696トン/日	564.476トン/日	465トン/日		りん	平成11年度	平成16年度	平成21年度			40.4トン/日	38.30.6トン/日	29.5トン/日		汚濁負荷量は着実に削減され、瀬戸内海では窒素、りんの環境基準はほぼ達成されたが、CODの環境基準達成率は、平成18年度で70%に留まる。、CODの環境基準達成率も比較的高い。しかし、大阪湾については、環境基準達成率が未だ十分ではなく、今後も着実な取組が必要である。	1
	実績	目標	実績	目標																																				
COD	昭和54年度	平成16年度	平成21年度																																					
	1,012トン/日	630.561トン/日	537トン/日																																					
窒素	平成11年度	平成16年度	平成21年度																																					
	696トン/日	564.476トン/日	465トン/日																																					
りん	平成11年度	平成16年度	平成21年度																																					
	40.4トン/日	38.30.6トン/日	29.5トン/日																																					
下水道の整備	国土交通省	「都道府県構想」に基づき、地域の実状に応じ効率的な整備を推進。	整備人口 7,803万人(平成12年度) → 8,961万人(平成18年度) → 9,241万人(平成20年度)	平成18年度末の汚水処理施設の処理人口普及率は、82.4 84.8%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は65.5 69.3%に留まる。	2 (65)																																			
浄化槽の整備	環境省	「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」により、個人が設置する浄化槽及び市町村が整備するそれぞれに国庫助成を実施。	整備人口 914万人(平成12年度) → 1,114万人(平成18年度) → 1,127万人(平成20年度)	平成18年度末の汚水処理施設の処理人口普及率は、82.4 84.8%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は65.5 69.3%に留まる。	3 (66)																																			
農業集落排水施設・漁業集落排水施設等の整備	農林水産省	「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。	整備人口 259万人(平成12年度) → 361万人(平成18年度) → 374万人(平成20年度)	平成18年度末の汚水処理施設の処理人口普及率は、82.4 84.8%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は65.5 69.3%に留まる。	4, 5 (67, 68)																																			
コミュニティプラントの整備	環境省	「都道府県構想」に基づき実施される整備事業を「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」(平成17年度「循環型社会形成推進交付金制度」創設)により支援。	整備人口 42万人(平成12年度) → 32万人(平成18年度) → 31万人(平成20年度)	平成18年度末の汚水処理施設の処理人口普及率は、82.4 84.8%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は65.5 69.3%に留まる。	6 (69)																																			
生活排水対策重点地域における取組	関係府県	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域を指定し、生活排水処理施設の整備促進、普及啓発、関係機関の連携を推進。	-																																					
排水基準の上乗せ基準の設定	関係府県	基準値の強化、対象事業場の拡大、対象項目の追加等を実施。	-																																					
事業場に対する指導等	関係府県	事業場に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守を徹底。	-																																					

公害防止協定の締結	関係府県	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、主要事業所と協定を締結。	—		
排水処理施設整備のための融資制度	関係府県	事業場での排水処理施設の整備を促進するため、資金の低利融資制度を整備。	—		
家畜排せつ物法に基づく施策	農林水産省	平成11年に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律を制定し、家畜排せつ物を管理する際に一定の基準(管理基準)の遵守を義務付け。	家畜排せつ物法対応農家割合(当調査は本法本格施行となった平成16年12月から開始) 99.4%(平成16年) → <b>99.99.96%</b> (平成21年)	法施行後の法対応状況(1921年12月1日時点)については、管理基準対象農家 <del>59,861</del> <b>56,184</b> 戸のうち <b>99.99.96%</b> が管理基準に適合し、ほぼ達成されている状況。	8
家畜排泄物の適正処理	関係府県	家畜排せつ物の適正な管理に係る財政支援の実施とともに、ふん尿の堆肥化による有効利用を促進。	—	—	
農業排水中の窒素及びりん酸の負荷軽減	農林水産省	農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「農業環境規範」の普及・定着、持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定促進、地域でまとまりを持って化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組に対する支援等の実施により、農業生産活動に伴う環境負荷の低減を推進。	水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量 (近畿、中国、四国ブロック) 窒素 (近畿) 平成12年度: 9.92kg/10a →平成18年度: 8.50kg/10a →平成19年度: <b>7.53kg/10a</b> (中国) 平成12年度: 7.70kg/10a →平成18年度: 7.70kg/10a →平成19年度: <b>6.61kg/10a</b> (四国) 平成12年度: 8.68kg/10a →平成18年度: 7.67kg/10a →平成19年度: <b>6.85kg/10a</b> りん酸 (近畿) 平成12年度: 10.77kg/10a →平成18年度: 9.10kg/10a →平成19年度: <b>9.69kg/10a</b> (中国) 平成12年度: 10.65kg/10a →平成18年度: 9.94kg/10a →平成19年度: <b>8.99kg/10a</b> (四国) 平成12年度: 8.05kg/10a →平成18年度: 6.99kg/10a →平成19年度: <b>6.88kg/10a</b>	エコファーマーは順調に増加し、平成19年9月末には <del>15</del> <b>1.5</b> 万件を突破するなど、環境負荷低減に向けた取組が着実に広がりを見せている。また、水稲における単位面積当たりの化学肥料の使用量も減少傾向。引き続き、環境負荷低減に向けた取組を推進。  (京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分の合計値)	9 (59)

<p>持続的養殖生産確保法に基づく施策</p>	<p>農林水産省</p>	<p>平成 11 年制定の「持続的養殖生産確保法」に基づき、漁業協同組合等が「漁場改善計画」を作成し知事の認定を受けることができる。負荷の少ない飼料の使用の促進等により、水質及び底質といった漁場環境改善を促進。</p>	<p>改善計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国) 36%(平成 15 年度) → 63%(平成 17 年度) → 75%(平成 18 年度) → <b>76%(平成 20 年度)</b></p>	<p>現在、漁場改善計画が策定された漁業協同組合等が生産する養殖魚介類の全生産量に占める割合は、全国の魚類養殖で <b>92.292.9%</b>、貝類養殖で <b>63.2 60.2%</b>、藻類養殖で <b>75.7 80.5%</b>となっている。漁場改善計画の策定により養殖業の過密養殖やエサのやり過ぎによる水質悪化を原因とする病気の発生の防止や、消費者の環境への意識の高まりに応えるなど持続的な養殖生産の実現に大きな役割を果たしている。今後は、平成 19 年 3 月に閣議決定した水産基本計画に基づき、更なる漁場改善計画の策定を促進し、持続可能な養殖生産を推進する必要がある。</p>	<p>10</p>
<p>河川の直接浄化の取組</p>	<p>国土交通省</p>	<p>礫や植生等を用いて、河川が本来もつ自浄作用を活用した水質浄化を実施。</p>	<p>BOD 浄化率 礫と植生を組み合わせた浄化事例約 <b>85 80%</b> 礫による浄化事例 約 60%</p>	<p>引き続き河川浄化を推進。</p>	<p>11</p>
<p>河川水や海水の直接浄化</p>	<p>関係府県</p>	<p>微生物、伐採木材から加工した炭、海底耕耘、海藻や貝による栄養塩類回収等による水質浄化を、必要に応じて実証事業とあわせて実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p></p>
<p>エコポート施策</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成 17 年 3 月の「今後の港湾環境政策の基本的方向」の答申に基づき港湾行政のグリーン化を促進。</p>	<p>港湾行政のグリーン化を図るため、干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出、深堀跡の埋戻しによる青潮対策、放置艇対策、接岸中船舶のアイドリングストップ、リサイクルポートの形成、廃棄物海面処分場の計画的な確保、一般海域における清掃・水質改善、自然体験活動等による港湾環境の利用促進等を実施。</p>	<p>今後も引き続き、港湾行政のグリーン化を図ることが必要。</p>	<p>12</p>

環境技術実証事業	環境省	環境保全効果等について客観的に実証し、先進的環境技術の普及促進、環境保全と環境産業の発展を図る。	瀬戸内海に関連する技術も選定。 7(H16d) → 2(H18d) → 4(H19d) うち、瀬戸内海の水環境改善技術数 7(H16d) → 0(H18d) → 2(H19d) → 2(H20d) <b>平成 19 年から閉鎖性海域の水環境改善技術について、実証試験を開始</b> <b>平成 19 年 5 件 → 平成 20 年 6 件</b> <b>→ 平成 21 年 4 件</b> うち、瀬戸内海における実証技術 平成 19 年 2 件 (大阪府・兵庫県) <b>→ 平成 20 年 2 件 (兵庫県・呉市)</b> <b>→ 平成 21 年 1 件 (呉市)</b>	平成 19 年度閉鎖性海域の水環境改善技術について、本格的な実証試験を開始している(瀬戸内地区にかか るものは大阪府 1 件、兵庫県 1 件)。 対象技術の環境保全効果等を客観 的に実証するとともに、当該分野の 実証方法・体制を確立し、有用な技 術の普及を図る。	13
公害防止協定の締結	環境省	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、主要事業所と協定を締結。	-	資源・エネルギー対策や廃棄物対策等新たな環境課題を踏まえた環境保全対策の推進と情報公開を柱とした協定への改定が必要。	
赤潮の監視等	関係府 県・農林 水産省	有害プランクトンの発生状況を監視するとともに、発生時の通報体制を構築。また、発生メカニズムの解明や発生の予測に向けた取組を実施。	-	-	

## 1(2)有害化学物質等の規制及び把握等

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
ダイオキシン類対策の実施	環境省	平成 12 年 1 月施行のダイオキシン類対策特別措置法により、水質の環境基準(1pg-TEQ/l)を設け規制。	瀬戸内地域の継続調査地点における水質のダイオキシン平均濃度 0.14 0.15pg-TEQ/l(平成 12 年度) → 0.10pg-TEQ/l(平成 17 年度) <b>→ 0.08pg-TEQ/l平成 20 年度)</b>	平均濃度は、環境基準値を大幅に下回るとともに、その値は着実に低下しており、全海域における平均濃度(0.082pg-TEQ/l—平成 17 年度) <b>(0.07pg-TEQ/l 平成 20 年度)</b> と遜色ない水準となっている。今後とも、適切な常時監視を行っていく予定。	14
PRTR 制度	環境省	特定の化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、国に届出るもの。	瀬戸内海府県の公共用水域への排出量(トン/年) 4,561 4,582 (平成 13 年) → 3,669 (平成 18 年) <b>→ 3,427 (平成 19 年)</b>	-	15
有害物質の排出量の把握	関係府県	ダイオキシンについては大気、公共用水域、地下水及び土壌について、県内の状況を調査。また、化学物質仕様工場への立ち入り調査を実施。	-	-	

### 1(3)油等による汚染の防止

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
油等流出事故対策	海上保安庁	海洋への油及び有害液体物質流出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や油等流出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めるほか、合同訓練の実施により関係機関との連携強化を促進。	資機材の整備及び関係機関との連携強化を促進。特に有害液体物質の防除措置等においては、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の発効(平成19年6月)等に伴い、以下のとおり海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図っている。 ①海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正(平成18年6月) ②「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の策定(平成18年12月) ③有害液体物質等流出事故に備えた資機材の整備(平成19年度から順次実施) ④平成21年度一次補正予算による海上防災資機材の整備等	引き続き、資機材の整備、消防体制の確立、訓練・研修を実施することなどにより対応能力の向上を図る必要がある。	16
大規模石油災害対応体制整備	経済産業省	大規模な石油流出災害に対応するため、石油連盟に補助金を出し、オイルフェンス、油回収機等の油濁防除機材基地を設置。	平成4年に倉敷市(水島)に基地(第2号瀬戸内基地)を設置し、オイルフェンス、油回収機、油水分離器等を配備し、維持管理を行っている。	資機材の維持管理、補修・修繕等を行う体制を整備。また、資機材の操作訓練と併せ、実際の海上油流出事故を想定した訓練を定期的を実施。物人両面において油流出事故への備えを図っている。	17
漂流物予測システムに関する技術開発	国土交通省	漂流するゴミの対策として、環境整備船による効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、海洋短波レーダーによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術開発を推進。	海洋短波レーダーを平成17年度より大阪湾、平成18年度に紀伊水道沖に設置し、漂流物予測システムの技術開発を実施。	効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、引き続き予測技術の開発が必要。	
防災体制の構築	関係府県	防災計画を策定し、防災訓練を実施。また、関係機関の間で夜間や休日も含めた連絡網を整備。関係機関職員を対象とした研修を実施。	—	—	
廃棄物不法投棄の防止	関係府県	廃棄物の不法処理、不法投棄を防止するため、関係機関による連絡協議会を設置し、監視を強化。	—	—	
防災資機材の整備	関係府県	泡消化薬剤、オイルフェンス、防災指令車、油回収機を増設更新するほか、漁協等による資機材の整備を助成。	—	—	

## 1(4)その他の措置

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
大阪湾再生事業	国土交通省	森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出。	平成15年に大阪湾再生推進会議を設置するとともに、人工干潟創造実証実験、大阪湾ダイビングスポット社会実験、下水処理水の植生浄化実験、コンブ養殖実証実験・社会実験、海面浮遊ゴミの効率的な回収に向けた技術開発、市民参加のモニタリング等を実施。	大阪湾再生推進会議により策定された大阪湾再生行動計画に基づき、着実に取組みを進めている。平成19年度は行動計画策定後3年目にあたることから、中間評価の実施により3年間の取組状況を確認、分析・評価し、行動計画の効率的・効果的な推進を図ることとしている。おり、この行動計画の効率的・効果的な推進を図るために3か年ごとに中間評価を実施している。	19 (46, 98)
高度な栄養塩管理のあり方検討	環境省	瀬戸内海における地域の実情に応じた栄養塩類の循環バランスの回復・向上に資する高度な栄養塩類の管理に向けて調査研究が必要な事項等を検討する。	平成20・21年度の検討内容 (1)調査研究計画：瀬戸内海において高度な栄養塩類管理を実施するために今後調査研究すべきテーマ及び個別の調査研究項目を選定し、調査研究計画として取りまとめるとともに、調査研究計画の実施に必要な方策を検討する。 (2)モデル調査計画：(1)で取りまとめた調査研究計画の中から、具体的な海域におけるモデル調査を実施することが望ましい課題を選定し、その調査検討を実施するためのモデル調査計画を作成する。	引き続き検討を行う必要がある。	20 【新規】

## 2(1)自然公園等の保全

施策名	担当部局	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
瀬戸内海国立公園の見直し	環境省	我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地を国立公園に指定。公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、順次、公園区域及び公園計画を見直し。	六甲・淡路地域、岡山県地域、愛媛県地域、山口県地域の4地域において、公園計画等の見直しを実施。	公園を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、引き続き順次公園計画等の見直しを行っていく必要がある。	21
県立自然公園における取組	関係府県	・県立自然公園を保全、管理 ・必要に応じて公園区域及び公園計画の見直し	—	—	

景観法に基づく施策	国土交通省	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画地区、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う景観法を制定。	平成 20 22 年 2 1 月現在 景観地区指定数 49 12 地区(岡山県倉敷市、広島県尾道市、京都府京都市、兵庫県芦屋市) 景観計画策定数 48 42 件(広島県尾道市、山口県宇部市等)	引き続き制度活用の促進を図る。	22
総合的な景観形成の推進	関係府県	・景観条例の制定により景観の形成を促進 ・景観を大きく阻害する建築物等の新築等の行為に対する景観影響評価制度の創設 ・景観資源の発掘 等	—	—	

## 2(2)緑地等の保全

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
森林・林業に関する施策	農林水産省	森林・林業基本法に基づき、平成 18 年 9 月に現行の森林・林業基本計画を策定し、多様で健全な森林の整備・保全等を推進。	関係府県の森林整備(間伐)の実施面積 平成 11 年 63 千 ha → 平成 12 年 85 千 ha → 平成 18 年 73 千 ha → 平成 20 年 107 千 ha 関係府県の松くい虫被害 平成 12 年 306m <sup>3</sup> → 平成 18 年 44m <sup>3</sup> → 平成 20 年 143m <sup>3</sup>	間伐については、京都議定書における森林吸収量の目標を達成に資するため、引き続き、効率的かつ円滑な実施が必要。 松くい虫被害については、地域の状況に応じた各種防除の実施により、平成 12 年度から減少傾向で推進しているが、今後も引き続き、適切な被害対策を継続していく必要がある。	23 (58)
森林法に基づく保安林及び林地開発許可制度	農林水産省	森林法に基づき水源のかん養、公衆の保健等森林の有する公益的機能上重要な森林を保安林として指定し、適切に管理する。また、保安林以外の民有林については 1ha を超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する。	関係府県の保安林の実面積 平成 12 年 428 144 万 ha → 平成 18 年 137 万 ha → 平成 20 年 156 万 ha 関係府県の林地開発許可処分件数 平成 12 年 49 件 → 平成 18 年 75 件 → 平成 20 年 519 件	保安林については、全国森林計画(平成 30 年度末計画量 1,245 万 ha)(平成 35 年度末計画量 1,269 万 ha)に基づき、計画的な指定と適切な管理を推進していくことが必要(平成 18 年度末の保安林面積 1,176 万 ha)(平成 20 年度末の保安林面積 1,191 万 ha)。林地開発許可制度については、制度の適切な運用を図ることを通じて、引き続き、森林の土地の適正な利用の確保が必要。	24



緑地等の保全	関係 府県	・治山、病害虫の駆除、植樹・保育の実施 ・都市公園、港湾緑地の整備 ・風致地区の設定 等			
港湾緑地の整備	国土交 通省	美しい景観を形成し、市民にうるおいと安らぎを提供する機能を有するとともに、生物多様性の確保にも資する緑地を保全・創出。	社会資本整備重点計画(平成 15 年 10 月閣議決定)において、港湾空間の緑化率を平成 19 年度までに約 8%まで向上させることとした。 港湾空間の緑化率 6.9% (平成 12 年度) → 約 8% (平成 18 年度)	港湾空間の緑化率について社会資本整備重点計画の目標を達成した。 今後も引き続き、生物多様性の確保にも資する港湾緑地の整備を推進する。	25
都市公園の整備	国土交 通省	都市における貴重な緑とオープンスペースを提供するとともに都市の安全性を向上させ、地震等の災害から市民を守る拠点やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を形成。	都市公園面積 24,979ha(平成 11 年度) → 28,502ha(平成 16 年度) → 30,147ha(平成 19 年度) → 30,780.1 30,614ha(平成 20 年度)	引き続き整備の推進を図ることが必要。	26
都市計画法に基づく風致地区制度	国土交 通省	自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全、創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について、一定の規制を行うことで、風致に富んだ良好な都市環境の形成を促進。	風致地区指定面積 72,791ha (平成 11 年度) →76,266ha (平成 16 年度) →77,852ha (平成 18 年度) →76,673ha (平成 19 年度) →76,781ha (平成 20 年度)	引き続き制度の推進を図ることが必要。	27
都市緑地法に基づく緑地保全地区	国土交 通省	都市域に残された豊かな緑を保全し、将来に継承するため、都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑地における建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全。	特別緑地保全地区指定面積 620.5ha (平成 11 年度) → 892.5ha (平成 16 年度) → 892.5ha (平成 18 年度) → 892.8ha (平成 19 年度) → 892.6 892.8ha (平成 20 年度)	引き続き保全の推進を図ることが必要。	28
採石業に対する指導等	関係 府県	岩石の採取に伴う災害の未然防止のため、都道府県知事への登録、採取計画の認可等が必要。	—	—	

### 2(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
伝統的建造物群保存地区制度	文化庁	伝統的な建造物を単体で文化財として指定するのではなく、その集合体が文化財として価値あるものとして指定。また、樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存。	重要伝統的建造物群保存地区選定件数 15 地区(平成 12 年度) → 19 地区(平成 19 年度) → 32 地区(平成 21 年度)	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう指定等を行なっていく。	29 (37)

重要文化的景観の概要	文化庁	平成 16 年の文化財保護法改正により、人と自然の関わりの中で作り出された景観を「文化的景観」として新たに文化財に位置付けた。経費の補助によって、文化的景観の保存及び活用を図っている。	重要文化的景観選定件数 平成 18 年度 1 → 平成 19 年度 2 → 平成 20 年度 7 → 平成 21 年度 15	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう指定等を行なっていく。	30
県文化財保護条例等	関係府県	県文化財保護条例等により、県内に存する記念物のうち、重要なものを県指定史跡名勝天然記念物に指定し、保護と活用を図っている。	—	—	

## 2(4)散乱ごみ、油等の除去

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
漁場漂流物対策の推進	農林水産省	漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理への支援を行うことにより、広域的な漁場環境の保全を推進するため、平成 19 年度から漁場漂流物対策推進事業を実施。	大阪湾及び紀伊水道海域において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施(大阪府と徳島県の 2 団体連携)	今後も引き続き、取組みを支援していく。	31
瀬戸内海ごみ対策検討会	環境省	瀬戸内海のごみの除去は個々の機関が実施しているが、根本的な解決策を講ずるまでには至っていないことから、関係する 32 機関(国 8 機関、県 6 機関、市 6 機関、漁連・各種団体 10 団体)からなる瀬戸内海ごみ対策検討会を設立し、関係機関が共通認識を持ち共同で対策を検討することにより、瀬戸内海のごみの発生抑制及び回収処理を進めていく。	平成 18 年 3 月 14 日に第 1 回検討会を開催し、検討調整の基本方針を決定した。 その後、平成 18 年度に既往の知見を取りまとめ、平成 19 年 2 月 7 日の第 2 回会合で実態把握に関する中間とりまとめを報告。 平成 19 年度には、瀬戸内海全域での海底ごみ調査及び回収処理取組事例の調査を実施、これらの調査結果と、これを踏まえた今後の対策の在り方に係る基本的な考え方を中間とりまとめとして整理した。平成 19 年度に瀬戸内海全域での海底ごみ調査及び回収処理取組事例の調査を実施し、平成 20 年度は、「海底ごみ回収処理推進のための手引」を策定した。 平成 21 年度は、海ごみ問題をわかりやすく説明する教材を作成中。また、平成 20 年度に作成した「海底ごみ回収処理推進のための手引」の改訂作業中。	海ごみ等の回収処理を地域において協力しながらより実効的かつ効率よく進めていくために、より現場の実態に即した具体策や、根本的な発生抑制策の検討、地域社会全体への取組の拡大やそのための普及啓発等が必要である。	32

市民と協働で行う河川環境管理	国土交通省	市民団体等と連携し、河川管理者がゴミ袋や軍手を支給、地元自治体がゴミを回収、市民団体等が清掃するなど、役割分担して河川清掃を実施。平成17年4月からはホームページに「市民と連携した活動事例」を掲載し、市民団体等の活動内容、協力自治体の支援内容等を紹介。	瀬戸内海地域(中国・四国地方)における団体数 平成12年度 489 91 団体 → 平成18年度 711 団体 → 平成20年度 354 団体	瀬戸内海地域(中国・四国地方)における平成18・20年度の「河川アドプトプログラム」等の活動団体数は 711+354 団体となっており、市民団体等と連携した活動が推進されつつある。	33
市民等と協働で行う清掃活動	関係府県	市民や漁業者、NPO 等と河川、海浜、海面等における清掃活動を実施しているほか、清掃船を活用した取組も実施されている。	大阪湾クリーン作戦(大阪府)、兵庫県内一斉クリーンアップ大作戦、兵庫アドプト、リフレッシュ瀬戸内、クリーン太田川、さぬき瀬戸クリーンリー 等が実施されている。	—	
海岸漂着物対策処理推進法	環境省	海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るため、平成21年7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が議員立法によって成立。	同左	今後、本法律に基づいて対策を進める。	34 【新規】
地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)	環境省	平成21年度より、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行っています。なお、事業期間は～平成23年度末まで。	同左	平成23年度末まで、引き続き、取組を支援して行く。	35 【新規】

## 2(5)その他の措置

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	農林水産省 国土交通省	生態系や自然景観等に配慮した海岸を整備し、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施。	実施箇所数 エコ・コースト事業:9箇所 白砂青松事業:2箇所	着実に取り組んできており、引き続き生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備が必要。	36
海岸景観形成ガイドライン	農林水産省 国土交通省	大規模構造物やコンクリート構造物等が周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図られるよう、今後の海岸事業の実施に当たってのガイドラインを策定。	—	引き続き、海岸の景観形成の指針として活用が望まれる。	38 (75)

放置艇対策	関係 府県	重点放置等禁止区域の設定、放置艇のり サイクル活動等により、放置艇の取締りを 強化。	—	—	
-------	----------	--	---	---	--

### 3(1)藻場及び干潟等の保全

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
藻場・干潟の 面積及び生物 相の調査	環境省	瀬戸内海における藻場及び干潟の面積 の変化、及び生物相の特徴等を把握する ために実施。	干潟面積(ha) 12,548(昭和 53 年度) → 11,991(平成 18 年度)。 第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査におい て、生態系調査として生物相等を調査。平成 20 年度までに干潟と藻場に関する調査結果をとり まとめ、報告書を公表済。	干潟面積の減少は止まっているが、 今後もその動向を注視していく必要 がある。 第 5 回自然環境保全基礎調査以降、 面積が把握がされていない藻場につ いては、今後、面積把握に向けた取 組が必要。	39
港湾における 干潟・藻場の 再生事業	国土交 通省	「第三次生物多様性国家戦略」や「21 世紀 環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間にお ける水環境を改善、自然環境を再生・創 出。	周防灘地区(平成 5 年度～平成 20 年度):浚渫工 事等により発生する良質砂で海底を被覆、整 備。75ha。 尾道糸崎港(昭和 59～平成 25 年度):航路浚渫 工事の土砂を活用して干潟を造成。約 70ha。 徳山下松港(平成 16 年度～平成 24 年度):航路 等の浚渫工事の土砂を活用して干潟を造成。約 29ha。	水質浄化機能を持ち、多様な生物の 生育・生息の場となる干潟・藻場等 の再生は、瀬戸内海の環境改善にと って重要な対策であることから、引き 続き整備を推進が必要。なお、港湾 整備等によって発生する浚渫土砂を 有効な自然再生材として広域活用す るための方策についても検討。	41
藻場・干潟の 保全	関係 府県	地元住民参加の学習会や漁業者活動の 支援等の事業を実施することで、藻場・干 潟等の環境生態系を保全。	—	—	
鳥獣保護区制 度	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 律に基づき、鳥獣の保護を図るために指 定される鳥獣保護区内における狩猟によ る鳥獣の捕獲及び特別保護地区内にお ける水面の埋め立て等を禁止。	鳥獣保護区:2 箇所 692Ha(平成 20 年 3 月現在) → 692ha(平成 21 年 12 月現在)	今後とも適切な制度の運用を行う。	42
保護水面制度	農林水 産省	水産資源保護法に基づき、水産動物が産 卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種 苗が発生するのに適している水面として指 定して保護。	瀬戸内海における保護水面 27(平成 17 年度)→ 27(平成 18 年度) → 27(平成 19 年度) → 27(平成 20 年度)	保護水面の新たな指定は行われて いないが、関係県の適切な制度の運 用の促進が必要。	43
水産基盤整備 事業による豊 かな海の森づ くり	農林水 産省	漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干 潟を新たに保全・創造。	平成 14 年度より岡山県東備地区においてアマ モ場再生のための環境を改善するための取組を 実施。これまでに、誘導礁や滞留礁を設置し、ア マモ場造成による幼稚仔魚の保育場及び未成 魚・成魚の生息場を整備。	事業計画に基づき、着実に整備が進 んでおり、引き続きアマモ場再生の ための取組を推進。	44

瀬戸内海環境 修復計画	国土交 通省 水産庁	浅場の修復を目的とした具体的な事業計画モデルを検討し、平成 16 年度より今後 20 年間で瀬戸内海全域に干潟・藻場等を面積 600ha 修復。	泊地浚渫工事の発生土砂を用い、山口県徳山下松港の大島干潟の造成をパイロット事業として実施。備讃瀬戸修復計画の策定に向けて検討会を開催するとともに、港湾整備により発生した浚渫土砂を活用した海砂利採取跡地の環境修復に向けた現地実証実験を実施。	引き続き修復を図っていくことが必要。	45 (62)
大阪湾再生事業	国土交 通省	(再掲)	—	—	46 (19, 98)
里海創生支援 事業	環境省	人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指す。	平成 20 年度より里海創生支援モデル事業を実施 平成 20 年度 2 モデル事業(兵庫県、大分県) 平成 21 年度 1 モデル事業(兵庫県)	引き続き、里海の創生を推進する必要がある。	64 【新規】

### 3(2)自然海浜の保全

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
効率的な侵食 対策による砂 浜の保全、創 出	農林水 産省 国土交 通省	港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら、侵食海岸の海浜を復元するため、「渚の創生事業」を実施。	実施箇所数 渚の創生事業:1 箇所	着実に取り組んできており、引き続き効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出が必要。	48
海岸環境整備 事業の推進	関係 府県	養浜等を実施することによる親水性などを考慮した環境保全に努めた施設整備の実施。	—	—	
自然海浜保全 地区制度	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法により、砂浜、岩礁等自然の状態が維持されているもの、海水浴、潮干狩り等利用されており将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる地区を「自然海浜保全地区」に指定、工作物の新築等に届出制を採用。	自然海浜保全地区 91 箇所(平成 19 年 12 月末) → 91 箇所(平成 20 年 12 月末)	特段、問題等は発生しておらず、今後とも適切な制度の運用が望まれる。	49
海岸美化活動 の実施	関係 府県	自然海岸を利用に好適な状態で保全するために、民間清掃活動を含めて海浜部の漂着ゴミ等を対象とした清掃活動の実施。	—	—	

#### 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の実施	環境省	瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質、底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにするため実施。	海砂利の採取による濁りの発生等水質の変化、海底地形・底質の変化、底生生物への影響、イカナゴへの影響等への影響が明らかとなった。	本調査により海砂利採取による環境への影響をより少なくするための方策が取りまとめられた。	51 【終了】
海砂利採取の規制及び禁止	関係 府県	海砂利採取については、ほとんどの府県において禁止。採取が禁止されていない県においても環境等への影響を最小限に留めるなど規制を実施。	—	—	
代替骨材の研究開発の取組	(独)土 木研究 所	海砂採取の規制によりコンクリート用細骨材が不足する事態となったため代替骨材の検討に係る研究を実施。	破砂の有効利用を検討した結果、破砂は粒子形状が悪くコンクリートの単位水量が増加するが、減水剤を使用することで対応可能と判明。規格外細骨材の有効利用を検討した結果、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は少なく、規格外細骨材の有効利用への可能性が判明。		52

#### 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
瀬戸内海の埋立てへの状況配慮	環境省	瀬戸内海法第 13 条に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立の免許又は承認に当たり、関係府県知事は瀬戸内海の特異性に十分配慮しなければならないとされ、本規定の運用のため、「埋立ての基本方針」を策定。	埋立免許面積 平成 13 年度 398.2ha →平成 19 年度 37.6ha →平成 20 年度 94.4ha	近年、埋立面積は大幅に減少し、それが維持されている。今後とも、基本方針の適切な運用により、埋立は厳に慎む必要がある。	53
埋立てにあたっての環境影響評価	関係 府県	環境影響評価法及び府県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価にあたっては、環境影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ地域住民の意見が適切に反映された代償措置を検討。	—	—	

## 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
循環型社会の形成	関係 府県	循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進。	—	—	
最終処分地の確保	関係 府県	発生量の抑制と減量化・資源化の推進を実施し、瀬戸内海の実環境保全に十分配慮した処分地の確保。	—	—	
監視指導の徹底及び処理体制の整備	関係 府県	事業者及び処理業者に対する監視指導を徹底するとともに、廃棄物の適正処理が推進されるよう処理施設の整備を実施。	—	—	

## 7 健全な水循環機能の維持・回復

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
多自然川づくり	国土交 通省	自然の特性やメカニズムを活用し、生物の良好な生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観を保全・創出する川づくりを実施。	多自然型川づくり多自然川づくりを全国で約 3200 3500km(平成 16 18 年度まで)で実施。また、平成 18 年 10 月に「多自然川づくり基本指針」を策定し、河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりの推進。	今後も、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多自然川づくりを推進する。	55
地下水の涵養に関する取組	環境省	地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的考え方や望ましい監視水準等についての地盤沈下監視ガイドラインを策定するとともに、全国の地盤沈下の概況を取りまとめる。	地盤沈下監視ガイドラインについては、学識者等からなる「地盤環境監視のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて平成 17 年 6 月に策定し、地方自治体へ通知するとともに HPでの公表を行ったところ。また、毎年度全国の地盤沈下の概況を取りまとめ HP等での公表を行っている。	ガイドラインの通知を行ったが、地方自治体における財政上の制約や国からの補助金の廃止もあり、地盤沈下の監視が適正に行われなくなる可能性がある。このため、各自治体の実態を把握するとともに、引き続き監視の要請を行っていく。また、今後効率的な地盤監視方法の確立のための検討についても行う予定である。	56

水循環機能の維持・回復を図るための取組	環境省	地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築にむけた計画の策定・実行の促進・支援（第三次環境基本計画の重点分野の一つに「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が位置づけられている。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係 5 省庁の一員として、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等を「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として平成 15 年 10 月に取りまとめ、公表。</li> <li>・全国の水循環計画を収集・整理し「事例集」を作成。</li> <li>・平成 19 年度より、地方環境事務所が中心となり、モデル的に全国 2 箇所水循環計画策定調査を実施。</li> </ul> <p>-----</p> <p>【近畿地方環境事務所】全国の河川湖沼から取り組みのモデルとして大阪府見出川流域において健全な水循環の構築に向けた計画策定調査を開始。目標設定や個別の施策を盛り込んだ水環境計画を策定予定(平成 19 年度～3 か年で実施予定)</p>	「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を平成 15 年 10 月に公表以降、全国で健全な水循環構築のための計画が約 50 程度策定されるなど、一定の効果があつたと思われる。今後もモデル調査の実施等により支援・促進を図る。	57
水の循環利用	関係 府県	下水処理水の利用、雨水利用等の施策の実施及び節水学習の推進。	—	—	
森林・林業に関する施策	農林水 産省	(再掲)	—	—	58(23)
森林整備	関係 府県	取水機能を備えた治山ダムの整備、親水森林空間の整備、環境に優しい木製治山施設の設置、水源林造成事業、水源の森づくり等の事業の実施	—	—	
農業排水中の窒素及びりんへの負荷軽減	農林水 産省	(再掲)	—	—	59(9)
下水処理水の再利用	国土交 通省	平成元年度に処理水再利用の用途の多様化に対応すべく「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル」を策定。平成 11 年度に下水処理水の活用への支援等の再編により、新世代下水道支援事業制度を創設。	平成 17 年度に 241 290 箇所の処理場において下水処理水が修景用水、工業用水等として再利用されており、その水量は年間約 2 億 m <sup>3</sup> 。平成 17 年 4 月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定。平成 19 年 2 月から「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」を開催し、平成 21 年 4 月に報告書「新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて」を公表。	下水処理水の全体に占める再利用率は約 4.15%に留まっている。	60
藻場・干潟の保全	関係 府県	(再掲)	—	—	
築いそ事業	関係 府県	藻場・干潟等の浅海域の保全や浄化機能の高い沿岸域の拡大の推進。	—	—	



## 8 失われた良好な環境の回復

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
瀬戸内海環境修 復計画	国土交 通省 水産庁	(再掲)	—	—	62 (45)
海浜環境の整備	関係 府県	開発等に伴い既に失われた藻場及び干 潟等の浅海域並びに自然海浜等の良好 な環境を回復させる施策を展開。	—	—	
藻場・干潟の保 全	関係 府県	(再掲)	—	—	
里海づくり	関係 府県	開発等により干潟など海浜自然の消失 や劣化が進んだ地域において里海づくり のモデル的な実践を実施。	—	—	

## 9 島しょ部の環境の保全

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
離島における環 境保全施設の整 備促進	関係 府県	水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理 施設等の整備促進	—	—	
自然公園等の保 全・管理	関係 府県	優れた自然の風景を有する地域や貴重 な動植物の生息する地域を自然公園や 県自然環境保全地域として指定し、その 保全・管理を実施。	—	—	

## 10 下水道等の整備の促進

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
下水道の整備	国土交 通省	(再掲)	—	—	65(2)
浄化槽の整備	環境省	(再掲)	—		66(3)
農業集落排水施 設・漁業集落排水 施設等の整備	農林水 産省	(再掲)	—		67(4)
コミュニティプ ラントの整備	環境省	(再掲)	—		69(6)

## 11 海底及び河床の汚泥の除去

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
河床の汚泥の除去	国土交通省	河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策を推進	「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」(平成 15 年 6 月)、「底質ダイオキシン類対策技術資料集」(平成 19 年 4 月、平成 20 年 4 月改訂)を策定。また、河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策(浚渫除去等)に対する財政的援助を実施し、大阪府神崎川では浚渫除去・覆砂、適正な埋立処分が実施されている。	底質ダイオキシン類の対策技術について効果等を評価し、「底質ダイオキシン類対策技術資料集」をとりまとめたところ。今後は本書を踏まえた対策を促進していく必要がある。 <b>着実に実施しており、今後も引き続き対策を推進。</b>	70

## 12 水質等の監視測定

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
水質モニタリング調査	環境省	公共用水域水質調査は、水質汚濁防止法に基づき、地方自治体が昭和 46 年から実施し、環境省がとりまとめ。 広域総合水質調査は、水質総量削減の効果を把握するため、環境省が昭和 54 年から実施。	・瀬戸内海における公共用水域水質調査の COD 環境基準点総数 454 地点(平成 17 年度) →454 地点(平成 20 年度) COD 環境基準点総数 300 地点(平成 17 年度) →300 地点(平成 20 年度) ・瀬戸内海における広域総合水質調査の 調査地点数 124 地点(平成 18 年度) → 112 地点(平成 20 年度)	財政難により従来からのモニタリング体制・内容の維持が困難となることが危惧されていることから、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等を示す手引きの作成を行う予定。また、海域の状況をよりの確かつ多角的に捉えるために必要な調査の拡充が必要となっていることから平成 19 年度に広域総合水質調査にて底質及び底生生物調査並びに海水の長期分解性調査を開始予定 <b>実施</b> 。	71
「大阪湾再生」水質一斉調査	国土交通省	国、自治体・研究機関等と連携を図り、夏場に水質一斉調査を実施。	平成 16 年度は、大阪湾全域の 410 地点で一斉に水質調査を実施。その後も、平成 17 年度は 448 地点、平成 18 年度は 478 地点、平成 19 年度は 463 地点、平成 20 年度は 440 地点、平成 21 年度は 476 地点において一斉に水質調査を実施。	国の関係機関、大阪湾沿岸の府県市及び研究機関に加え臨海部の事業者・企業等が連携した一斉水質調査を継続して実施。市民・NPO 等を含めた多様な主体による協働の取組みに発展させるため環境情報データベースの活用・普及と情報の共有化を進めているところ。	72(76)
監視体制の整備	関係府県	工場・事業場に対して立入検査を実施するなど汚濁負荷量の把握を行うための監視体制の整備の促進。	-	-	

### 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
環境技術開発等 推進費制度	環境省	広く産官学などの英知を活用した研究開発を募り、優秀な提案に対して研究開発を支援し、環境研究・技術開発を推進。	平成 13～15 年度に閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業を実施。	環境修復技術のベストミックスによる物質循環構造の修復を実現。	74 【終了】
海岸景観形成ガイドライン	国土交 通省	(再掲)	—	—	75(38)
「大阪湾再生」水質一斉調査	国土交 通省	(再掲)	—	—	76(72)
瀬戸内海における新たな環境保全・再生のあり方に関する調査	環境省	有機汚濁物質と生物生息環境の長期的な変化を把握するため、底質試料から腐食物質等を分析するとともに、のり養殖等水産物生産のための窒素・リンの濃度レベルの管理手法について検討を実施。	平成 18 年度に大阪湾、燧灘、広島湾を対象に腐食物質、微化石、炭素・窒素安定同位体分析により汚染状況の変遷を把握し、その要因解析を実施。平成 19 年度は播磨灘において実施するとともに、窒素・リンの濃度レベルの管理手法に関する調査を実施。	瀬戸内海全体の汚染状況の変遷を把握、その要因解析に向け、残る海域を対象とする調査が必要。	77 【終了】
閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の実施	環境省	悪化した環境の修復・回復のため、人工干潟や底泥の浚渫等の環境修復技術の最適な組合せの汎用化を図る。	平成 13～15 年度に兵庫県尼崎市において実施。 ・浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用 ・エコシステム護岸 ・人工干潟 ・磯及び石積堤を用いた閉鎖性干潟	環境修復技術の開発とその最適な組み合わせを示すと同時に、その効果を定量化することができた。その後、現地は環境教育の場としても活用。	78 【終了】
藻場・干潟面積の調査	環境省	(再掲)	—	—	39
干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度	農林水 産省	「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失や干潟における生産力の低下が発生しており、これらへの対策の持続的な効果の検証に対して支援を行うとともに、その成果をガイドラインとしてまとめ、全国に普及する取組を実施。	平成 16 年度より、3 年にわたり緊急磯焼けプロジェクトを行うとともに、その成果を平成 19 年 2 月に「磯焼け対策ガイドライン」としてとりまとめた。	「磯焼け対策ガイドライン」の普及を図るとともに、磯焼けに取り組む漁業者等に対し専門家を派遣する技術的なサポート等を行っていく。	81

<p>瀬戸内海沿岸域 総合的管理支援 データベース</p>	<p>国土交 通省</p>	<p>沿岸域の総合管理に資するものとして、瀬戸内海に関し様々な主体が行ってきた調査、研究、報告について、その成果と概要を捕捉し、必要な情報の検索機能を有するデータベースを構築。</p>	<p>平成 16 年度に構築し、ホームページで公開。地域総合開発、地域づくり、環境保全・環境創造、観光、交通、産業等のテーマの調査報告等を掲載。また、他機関が運営している関係情報サイトや関係団体の HP へもリンク。</p> <p>また、平成 17 年度には、「瀬戸内海沿岸域総合管理支援データベースの在り方調査」を行い、データベースの普及を図るとともにデータベースの利用者の要望把握並びにデータベースの情報を補強し沿岸域圏の総合管理に関する取組を支援するための方策の検討を行った。</p> <p>さらに平成 19 年度には新たに瀬戸内海を対象とした瀬戸内海環境情報センターをホームページで公開。関係省庁、研究・教育機関等が保有する環境情報を集約して広く一般に提供するシステムの運用を開始。</p>	<p>・データベースの幅広い利用が図られるよう必要に応じ見直しを行う。</p> <p>・引き続き関係機関との海域環境に関するデータの共用化を図っていく。</p>	<p>82(95) 【終了】</p>
<p>海洋生物等モニタリング調査</p>	<p>関係 府県</p>	<p>海域環境の保全と創造施策を検討するため、海岸等の生物分布等のモニタリングを実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>豊かな海と水産資源を再生する技術の開発</p>	<p>関係 府県</p>	<p>ノリ等の水産資源の維持、増大のための技術や漁業被害防止技術、環境保全・再生のための技術等の開発。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

## 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
瀬戸内海環境保全普及活動推進事業	環境省	瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な、地域住民等に対する普及啓発事業を実施。	<p>セミナー開催の他、『瀬戸内海の環境保全』資料集を作成し、関係県・政令市・中核市に配布している。また、平成14年度より公募した啓発用ポスターに対し大臣表彰を行っている。</p> <p>(1)自然観察会等体験的事業の実施 (2)人材育成事業の実施</p> <p>瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム 平成17年度 22人→平成18年度 23人→平成19年度 22人→平成20年度 25人</p> <p>(3)瀬戸内海環境保全資料等による普及啓発 (4)瀬戸内海環境保全月間ポスター作成・配布 (応募者数)平成13年度 354人→平成14年度 255人→平成15年度 367人→平成16年度 415人→平成17年度 196人→平成18年度 287人→平成19年度 321人→平成20年度 328人</p>	<p>これら取り組みは引き続き行っていく必要があるが、今後の環境を巻く社会構造の変化とともに普及啓発方策の在り方も見直していく必要がある。</p> <p>今後も環境保全に係る人材育成及び普及啓発を実施していく必要がある。</p>	84(90)
NPOとの協働の推進	関係府県	NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう要綱等を整備。	-	-	
助成制度の整備	関係府県	NPOの活動支援に対する助成制度の整備。	-	-	
森・川・海を一体として捉えた清掃活動等の取組	関係府県	自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、森・川・海の再生に係る施策等の総合的な取組を実施。	-	-	
環境活動普及啓発	関係府県	環境保全意識の高揚を図るため、新聞やパンフレット等により普及啓発を実施するとともに、環境月間においては街頭啓発等を実施。	-	-	

## 15 環境教育・環境学習の推進

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
パークボランティア活動の推進	環境省	国立公園の保護管理、利用者指導等の活動の一層の充実を図るとともに自然保護思想の普及啓発を図ることを目的に昭和 60 年より制度を開始。	宮島地区においては平成 19 21 年度末の登録者 59 47 人、活動延べ人数 484 546 人 ・自然観察会のサポート ・「子どもパークレンジャー」事業のサポート ・登山道や標識の補修 ・園地、園路、海岸島の清掃活動等を実施	今後とも自然保護思想の普及啓発のため、より一層の活動の充実を図っていく必要がある。	85
みなとオアシスの推進	国土交通省	海浜や旅客ターミナルなどみなとの施設を活用した住民参加型の継続的な地域振興の交流拠点となる「みなとオアシス」を展開し、地域住民等が気軽に立ち寄り交流する憩いの場を提供。	みなとオアシス登録数 平成 20 年 2 月末現在 34 港 平成 21 年 12 月末現在 46 港	これまで 8 ブロックで制度化されており、引き続き全国展開を推進。 平成 21 年 1 月の沖縄総合事務局の制度化をもって、全国 10 ブロックにおいて制度化された。引き続き各地でのみなとまちづくりの取り組みを推進している。	86
瀬戸内海における環境学習の取組	環境省	環境教育・環境学習を推進する人材として重要な役割が期待される学校教員及び地域活動実践リーダーを対象に基礎的知識の習得と体験学習を重視した研修を実施。	平成 16 年度に兵庫県西宮市にて以下の講座を実施。 ・町の歴史・文化・自然から地域を考える ・海辺の自然観察	直近 5 年間で、各地域の研修経験者も一定数に達しているの見込まれ、今後の研修対象者には新たな役割が期待される。また、今後の環境を巻く社会構造の変化とともに、研修の在り方も見直しが必要。	87
環境教育等利用しやすいみなとづくり	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かした、自治体やNPO 等地域が主体となる自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等を整備。	尾道糸崎港(広島県)にて干潟造成事業(平成 12 年～25 年度)	平成 18 年度までに尾道糸崎港、広島港、横田港等において干潟の整備を行っており、引き続き推進していく。	88
環境教育等利用しやすい海岸づくり	農林水産省 国土交通省	環境教育に利用しやすい海岸の整備として「いきいき・海の子・浜づくり」を実施。	整備選定箇所数 平成 19 年度 9 箇所 平成 21 年 12 月時点 11 箇所	着実に取り組んできており、引き続き環境教育等に利用しやすい海岸づくりを推進する必要がある。	89
瀬戸内海環境保全普及活動推進事業	環境省	(再掲)	—	—	84(90)

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	環境省	平成 15 年 7 月、議員立法で成立、平成 16 年 9 月に基本的方針が閣議決定。	【近畿地方環境事務所】環境教育推進法等を踏まえ、地域での環境パートナーシップづくりの拠点として、近畿環境パートナーシップオフィスを平成 16 年度に設置。	EPO は地域でのパートナーシップ形成促進拠点として重要である。さらに今後は、環境問題の解決に向けて連携・協働・ネットワークの強化を図ることが必要。	91
			【中国四国地方環境事務所】平成 17 年 2 月から開設した中国及び四国環境パートナーシップオフィス(EPO、広島事務所・高松事務所に併設)で、環境フォーラム・環境団体の活動展示等を実施。この中で、海の動植物や海岸保全活動等のテーマを取り上げ。	EPO は常設の環境活動・情報拠点として貴重な存在。一層の周知・利活用等について検討が必要。	
環境学習の取組	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かし、児童や親子に国の港湾事務所が自治体、教育委員会、NPO 等地域の主体との連携を促進。	海老干潟(広島県尾道市)、大島干潟(山口県周南市)、洪川海岸(岡山県玉野市)等において「海辺の自然学校」を実施。	平成 18 年度は 11 箇所 14 件の「海辺の自然学校」を実施し、要請が高いことから、引き続き推進していく。	92
一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査	海上保安庁	主に、小学生、中学生を含む一般市民を対象に、海岸漂着ゴミ分類調査を実施し、海洋環境保全思想の普及啓発を図る。	平成 12 年開始当時から平成 19 年までに 745 854 回、51,004 67,656 名の市民と漂着ゴミ分類調査を実施。平成 19 年漂着ゴミ分類調査実施状況は、実施回数 92 64 回、参加人数 8、511 7,646 人。	海洋環境保全のための指導・啓発活動の一環として実施しているものであるが、自らが調査し活動的・能動的な体験学習を行っており、その啓発効果は高いものと思慮される。	93
環境教育・環境学習の推進	関係府県	環境教育・環境学習については以下のような取組が実施されている。 ○交流会 ○自然観察会 ○体験型環境学習 ○リーダー研修講座 ○環境教育アドバイザーの派遣	—	—	

## 16 情報提供、広報の充実

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
せとうちネット	環境省	瀬戸内海の環境保全・創造を推進するためには沿岸域の環境管理を進めていくことが重要であり、情報や知識を共有することが必要。このため、情報提供システムとして「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」を運用。	平成 11 年度より、瀬戸内海の環境情報及び国・自治体等の調査研究について提供を行ってきたところである。平成 19 年度をもって、政府の最適化計画に基づき、「せとうちネット」は環境省ホームページに統合される予定。	平成 19 年度内の環境省ホームページへの統合により、今後大幅なアクセス数の増が見込まれる。瀬戸内海の環境情報整備にむけて、さらに幅広いニーズに応える内容の充実が求められている。	70

瀬戸内海沿岸域 総合的管理支援 データベース	国土交 通省	(再掲)	-	-	82(95) 【終了】
インターネット等 による広報	関係 府県	インターネット等を活用し、公共用水域水 質測定結果の速報値の公開、環境保全 に関する取組、イベント開催案内等の情 報発信を実施	-	-	

## 17 広域的連携の強化等

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
瀬戸内海におけ る沿岸域圏総合 的管理システム の構築	国土交 通省	瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本 的方向を示す広域管理指針と、この指針 に基づき個々の沿岸域が策定する地域 レベルの沿岸域圏総合管理計画の双方 が、統一性と整合性を保ちながら総合管 理を推進することを基本とした試行的・モ デル的な総合管理システムを提案。	瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの 構築に向け、平成 14 年度は「瀬戸内海における 沿岸域管理の在り方調査」、平成 15 年度は「瀬 戸内海沿岸域における総合的管理の在り方調 査」を実施し、実効性の確保に向けた諸課題の 解決策を探るとともに、今後、総合的な管理を実 現していく上での取組方針等について取りまとめ た。	瀬戸内海沿岸域において実施した過去 の調査結果の蓄積等を踏まえ、平成 12 年に取りまとめた「沿岸域圏総合管理 計画策定のための指針」の見直しを行 い、自治体における沿岸域の総合管理 システムの具体化の実現のための方策 を検討する。	97 【終了】
健全な水循環系 構築に関する関 係省庁連絡会議	環境省	(再掲)	-	-	96
瀬戸内海沿岸域 総合的管理支援 データベース	国土交 通省	(再掲)	-	-	95(82) 【終了】
瀬戸内海環境保 全知事・市長会 議	関係 府県	瀬戸内海関係30府県市等で構成する 瀬戸内海環境保全知事・市長会議にて 関係府県等との連携・情報交換を実施。	-	-	



## 18 海外の閉鎖性海域との連携

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
世界閉鎖性海域 環境保全会議(エ メックス会議)	環境省	世界的な共通課題である閉鎖性海域の 環境問題に連携して取り組み、効果を 高めることを趣旨とし、1990 年以来継続 的に開催。	平成 15 年にタイのバンコク、平成 18 年にフラン スのカーン、平成 20 年度に中国の北京において 総会が開催され、世界の閉鎖性海域における取 組等が報告されている。	中国をはじめとする東アジア諸国では急 激な経済発展の過程で発生した大量の 汚濁負荷により閉鎖性海域の富栄養化 が進み深刻な問題となっている。そのた め総量削減の導入が期待される状況に あるが、当該制度の導入に必要な技術 的・制度的知見が不足しており、我が国 の経験の提供が望まれている。	100
世界の閉鎖性海 域のデータベー スの構築	環境省	各分野の調査・研究・技術開発成果等 の情報の共有化を図るため、データベ ースを構築を実施。	(財)国際エメックスセンターに委託して、平成 13 年からデータベース化を実施。平成 18 年度をも って世界の代表的な 21 閉鎖性海域に関する既 往の研究成果及び環境データ、社会経済データ 等の知見を国際的に共有できるよう整備。	中国をはじめとする東アジア諸国が有効 な閉鎖性海域対策を行っていくため は、未だ多くの知見が不足している。構 築したデータベースが国際的なポータル サイトとしてより広く活用されるよう、国 際エメックス会議の場等を活用し、周知 を図っていく必要がある。	101

## 19 国の援助措置

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
国の援助措置	関係行 政機関	前述された取組施策において、適宜実 施。	—	—	